

上板橋駅南口駅前地区のまちづくりの状況について

【目的】

狭隘道路や木造住宅等の密集市街地を改善し、消防活動困難区域（緊急時の交通アクセス）を解消するため、市街地再開発事業により建築物の不燃化を図るとともに、都市計画道路や駅前広場等の公共施設を整備することで災害に強い都市づくりを行い、商店街におけるにぎわいを形成することで安全で利便性が高く魅力あるまちの実現をめざす。

（1）東地区（再開発先行区域）

平成16年に都市計画決定した区域（約2.2ha）のうち、再開発先行区域（約1.7ha）とした東地区の組合設立認可に向け作業を進めている。

準備組合では、今年度中の組合設立認可に向け、個別訪問を行うなどし、合意形成を図っていく予定である。また、区としては、再開発事業区

域内外にまたがる権利者の相談に対応していくため、生活再建サポートセンター（※次ページ参照）を開設する。さらに再開発事業によって整備される駅前広場等公共施設の整備にあたっては、地区内権利者だけでなく、駅利用者等の意見を収集し反映していくため、説明会やワークショップ等を行いながら、2箇年かけてデザイン方針を策定していく。



【上板橋駅南口駅前東地区】

【経緯と今後の予定】

平成16年度 都市計画決定

平成22～24年度 見直し3か年

平成28年度 東地区準備組合設立（従前の準備組合を改組）

平成29、30年度 関係権利者との合意形成

令和元年度 事業計画案作成、関係機関協議、権利者合意形成

**令和2年度 権利者合意形成、生活再建サポートセンター開設、駅前広場デザイン
方針検討、公共施設管理者同意、組合設立認可手続き**

令和3年度以降 権利変換計画認可、除却及び工事着手

(2) 西地区（検討継続区域）

再開発先行区域を除く、約 0.5ha の検討継続区域とした西地区では、「上板橋駅南口駅前西地区協議会」が、市街地再開発事業による事業手法を基本として検討を行っている。

今年度は、準備組合の設立に向け、引き続き協議会への参加の呼び掛けや個別訪問などを行うとともに、建物計画案など将来の整備イメージなどを共有しながら合意形成を図っていく。



【上板橋駅南口駅前西地区】

【経緯と今後の予定】

平成 28 年度 協議会設置（従前の準備組合から改組）

平成 29、30 年度 協議会開催（事業手法検討、合意形成）

令和元年度 協議会開催（事業手法の決定）

令和 2 年度 建物計画の検討、他地区事例の視察、準備組合設立

令和 3 年度以降 関係権利者との合意形成、組合設立

(参考) 生活再建サポートセンター

再開発先行区域である東地区の再開発事業区域内外に土地のまたがる権利者及び後背地の権利者に対し、再開発事業で発生する残地再建に係る事業化の検討及び相談業務を行う。

【業務内容】

- ・生活再建サポートセンターの開設・運営
- ・権利調査
- ・権利者対応（相談業務、土業派遣）
- ・ニュース等の作成・配布